

諮詢庁：国税庁長官

諮詢日：平成30年7月6日（平成30年（行情）諮詢第300号）

答申日：平成30年10月22日（平成30年度（行情）答申第281号）

事件名：大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿に記載の特定識別番号
に該当する文書（特定会社分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の一部（計98頁）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙の4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月24日付け大局調査一第60号により大阪国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、別紙の1に掲げる部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

（1）別紙の1①の理由

不開示情報該当性がないこと。

（2）別紙の1②の理由

課税処分のほとんどを取り消した事案において、争いの内容をマスキングすることは行政の恣意を検証する法の趣旨を著しく損ねるものである。特に争点確認表は個人情報・法人情報を主体としない事実認定を中心とした課税要件の要約及び会計原則・税法の解釈相違の記載が書かれているはずのものでこのような情報を隠すことが法の趣旨とは考えられない。

第3 謝問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公

文書管理法施行前) 492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定法人のもの」の開示を求めるものである。

処分庁は、平成30年1月24日付け大局調査一第60号により、本件対象文書の一部には、①個人に関する情報が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当すること、②特定法人の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同条2号イに該当すること及び③当該部分を開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きに該当することを不開示の理由として、一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、「不開示部分のうち、年月日にかかる部分を開示せよ。」及び「不開示理由を理由とした不開示部分のうち、個人情報及び特定法人以外の法人名を除き開示せよ。」と主張していることから、以下、原処分において不開示とした部分（以下、第3において「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件不開示部分を見分したところ、別紙の3に掲げる部分は他の記載部分から容易に想定できる情報であり、開示することが妥当であることから、以下、その余の部分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分（別紙の3に掲げる部分を除く。以下、第3において同じ。）のうち、処分庁が法5条1号に該当するとした部分には、特定個人の氏名及び役職名の記載並びに特定個人の印影が表示されており、これらの情報は特定の個人が識別できる情報に該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号の不開示情報に該当すると認められるので不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある

情報を不開示情報と規定している。

本件対象文書は、国税当局による課税処分等に対する特定法人の審査請求（以下「本件国税関係審査請求」という。）に係る一連の事務の過程で処分庁及び国税不服審判所（以下「処分庁等」という。）が作成した文書や特定法人が国税不服審判所に提出した文書等により構成されており、本件不開示部分には、特定法人の個別具体的な事業活動や取引内容、財務情報、経営状況及び本件国税関係審査請求の対応方針に関する情報が不可分一体なものとして記載されている。

これらの情報は当該法人が事業を行う上で外部に公にすることのない極めて秘匿性の高い内部管理情報であることから、本件不開示部分を開示することにより、特定法人の秘匿すべき情報が明らかとなり、同業他社との競争関係において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は、全体として法5条2号イの不開示情報に該当すると認められるので不開示とすることが妥当である。

（3）法5条6号柱書き該当性

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件対象文書は、本件国税関係審査請求に係る一連の事務の過程で処分庁等が作成した文書や特定法人が国税不服審判所に提出した文書等により構成されており、本件不開示部分には、特定法人の秘匿すべき情報、処分庁等が作成した書類の作成日付等並びに国税不服審判所が特定法人及び処分庁に対して回答を求めた質疑事項等に係る情報が記載されている。

特定法人の秘匿すべき情報を公にした場合、納税者と国税当局との信頼関係が損なわれ、じ後、納税者が書類の提出をちゅうちょするなど、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められる。

処分庁等が作成した書類の作成日付を公にした場合、本件国税関係審査請求に関する国税当局及び国税不服審判所の内部管理に関する情報等が明らかとなるなど、税務行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

国税不服審判所から特定法人及び処分庁に対して回答を求めた質疑事項等に係る情報及び当該質疑事項等に対する特定法人の回答に係る情報が記載されていることが認められ、これを公にした場合、国税不服審判所が行っている調査事項や調査の展開方法など、国税不服審判所の調査の手の内を明らかにすることになり、その結果、今後、同種の国税不服審判所の調査への対応策が講じられたり、不正手口の巧妙化が図られる

などすることで、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は、全体として法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので不開示とすることが妥当である。

(4) 法5条6号イ該当性

法5条6号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

本件不開示部分のうち、38頁目から41頁目までの不開示部分には、本件国税関係審査請求に関し、処分庁が国税不服審判所に対して提出した意見書等の具体的な内容等が記載されており、これらの情報は、税務調査や課税処分に対する審査請求における国税当局のいわゆる手の内情報が記載されている。

当該部分を公にした場合、国税当局の着眼点や思考過程の一部が明らかとなり、一部の納税者において不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められるので不開示とすることが妥当である。

3 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分のうち、別紙の3に掲げる部分については開示することが相当であるが、その余の部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月6日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 審議
- ④ 同年8月21日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年9月27日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年10月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公

文書管理法施行前) 492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用の上、本件においては、計98頁の文書(本件対象文書)について、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに規定する不開示情報に該当するとして不開示とする一部開示決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の1に掲げる部分の開示を求めているところ、諮問庁は、別紙の3に掲げる部分は開示することが相当であるとし、その余の部分は、不開示理由に法5条6号イを追加した上で、当該部分(以下「本件不開示維持部分」という。)をなお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、国税当局による課税処分等に対する特定法人の審査請求(本件国税関係審査請求)に関する文書であり、国税不服審判所から国税当局への意見書の提出の求めに係る書類、特定法人が国税不服審判所に提出した反論書(4)及び証拠資料、特定法人が国税不服審判所に提出した証拠資料の国税不服審判所から国税当局への送付に係る書類、国税当局から国税不服審判所に対する意見書(6)、当該意見書に係る国税当局の決裁文書及び送付書、国税不服審判所から国税当局への回答書の提出の求めに係る書類、国税当局から国税不服審判所に対する争点の確認表並びに当該争点の確認表に係る国税当局の決裁文書等であると認められる。
- (2) 本件対象文書に記載されている情報の公表状況等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、次のとおりであった。
 - ア 本件開示請求以前に、特定法人は、プレスリリースにおいて、大阪国税局から更正処分を受けた旨及び国税不服審判所に不服申立てを行って同審判所の裁決を受けた旨を公表している。
 - イ 特定法人の上記アの不服申立てに対する裁決書については、本件開示請求以前に、法に基づく開示請求がされ、その一部が開示されている。
 - ウ 上記イの裁決書に記載された情報の一部は、国税不服審判所の「裁決要旨検索システム」に登載され、同審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている。
- (3) この点について、当審査会において、諮問庁から上記(2)の裁決書の写し(不開示部分がマスキングされたもの)の提示を受けて確認したところ、当該裁決書のうち、①特定法人の従業員の氏名等、②特定法人以外の法人の名称、③特定法人と取引先との間の具体的な取引内容及び

契約書の内容等、④特定法人の経費処理及び確定申告状況等並びに⑤国税不服審判所長が裁決において採用した所得金額等の算定に係る各要素の内容や要件等に係る各情報の全部又は一部が不開示とされていることが認められた。

(4) 別紙の4に掲げる部分について

当該部分に記載された情報は、本件国税関係審査請求に関し、国税当局から国税不服審判所に提出する争点の確認表の国税当局内での決裁段階における修正の有無や修正箇所に関する情報であって、当該部分を公にしても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

(5) 1項目及び65項目の審査請求書收受年月日の記載並びに37項目の審査請求年月日の記載について

当該部分に記載された情報は、特定法人の本件国税関係審査請求に関する個別具体的な情報であって、特定法人の管理態勢に関する事業上秘匿すべき情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められ、これを公にした場合、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、法5条2号イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当するため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 1項目ないし14項目、16項目ないし33項目及び43項目ないし64項目のうち上記(5)に掲げる部分以外の不開示部分について

1項目及び2項目は、国税不服審判所から国税当局への意見書の提出の求めに係る書類、3項目ないし14項目は、本件国税関係審査請求に関する国税当局の意見に対して特定法人が国税不服審判所に提出した反論書(4)、16項目は、特定法人が国税不服審判所に提出した証拠資料の国税不服審判所から国税当局への送付に係る書類、17項目ないし33項目及び43項目ないし64項目は、特定法人が国税不服審判所に提出した証拠資料であると認められる。

ア 1項目の不開示部分について

当該部分に記載された情報は、国税不服審判所から国税当局への意

見書の提出の求めに係る書類の作成時期等に関する情報であるところ、これらは、本件国税関係審査請求に関する国税不服審判所の内部管理に関する情報や、これを推測させる情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（2）の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められる。

そうすると、これを公にした場合、国税不服審判所の管理態勢の一部が明らかとなるなど、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するため、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 3 頁目の文書作成日付の部分並びに3 頁目及び4 3 頁目の文書受付印日付の部分について

当該部分に記載された情報は、特定法人が国税不服審判所に提出した反論書（4）及び証拠資料の文書作成日付及び文書受付印日付に関する情報であると認められる。

これらの情報は、特定法人の本件国税関係審査請求に関する個別具体的な情報であって、特定法人の管理態勢に関する事業上秘匿すべき情報や、これを推測させる情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（2）の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められ、これを公にした場合、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、法5条2号イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当するため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 3 頁目の最下部の不開示部分について

当該部分に記載された情報は、本件国税関係審査請求に係る国税当局が国税不服審判所に提出した意見書（3）及び（4）の作成時期に関する情報であるところ、これは、本件国税関係審査請求に関する国税当局の内部管理に関する情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（2）の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に

推測することはできない情報であると認められる。

そうすると、これを公にした場合、国税当局の管理態勢の一部が明らかとなるなど、税務行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するため、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 16頁目の不開示部分について

当該部分に記載された情報は、本件国税関係審査請求に関する特定法人が国税不服審判所に提出した証拠資料の国税不服審判所から国税当局への送付に係る書類の作成時期等に関する情報であるところ、これらは、本件国税関係審査請求に関する国税不服審判所の内部管理に関する情報や、これを推測させる情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（2）の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められる。

そうすると、これを公にした場合、国税不服審判所の管理態勢の一部が明らかとなるなど、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するため、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ その他の部分について

当該部分は、本件国税関係審査請求に関する国税当局の意見に対して特定法人が国税不服審判所へ提出した反論書（4）及び証拠資料の具体的な内容であると認められる。

これらの情報は、特定法人が本件国税関係審査請求に関する国税当局の意見に対して反論するに当たり、どのような視点で、どのような資料等を収集して、どのように主張をしたかといった特定法人の本件国税関係審査請求における手法やノウハウ等に該当する情報であって、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（2）の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報と認められ、これを公にした場合、特定法人の争訟への対応能力等が明らかとなることによって、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当するため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 35項目ないし41項目のうち上記(5)に掲げる部分以外の不開示部分について

当該部分は、本件国税関係審査請求に関する国税当局が国税不服審判所に提出した意見書(6)，当該意見書に係る送付書及びそれらの提出に係る国税当局内部の決裁文書であると認められる。

ア 35項目ないし37項目の不開示部分について

当該部分に記載された情報は、これら文書の作成時期等に関する情報であるところ、これらは、本件国税関係審査請求に関する国税当局の内部管理に関する情報や、これを推測させる情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等によつたとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められる。

そうすると、これを公にした場合、国税当局の管理態勢の一部が明らかとなるなど、税務行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するため、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ その他の部分について

当該部分は、本件国税関係審査請求に関する国税当局が国税不服審判所に提出した意見書(6)の具体的な内容であると認められる。

これらの部分には、本件国税関係審査請求に関する特定法人が国税不服審判所へ提出した反論書に係る情報及び特定法人の当該反論書における主張に対する国税当局の意見に係る情報が記載されていることが認められ、これらの情報は、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等によつたとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報と認められ、これを公にした場合、本件国税関係審査請求に関する国税当局の意見に対して、特定法人がどのような検討を行い、どのような反論を行ったかといった特定法人の争訟への対応能力等が明らかとなることによって、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、上記国税当局の意見が記載された部分からだけでも、特定法

人の反論の内容が容易に推測できることから、これを公にすることにも上記のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当するため、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 65項目ないし68項目のうち上記(5)に掲げる部分以外の不開示部分について

当該部分は、本件国税関係審査請求に関する国税不服審判所から国税当局への回答の提出の求めに係る書類等であると認められる。

ア 65項目の不開示部分について

当該部分に記載された情報は、これら文書の作成時期等に関する情報であるところ、これらは、本件国税関係審査請求に関する国税不服審判所の内部管理に関する情報や、これを推測させる情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められる。

そうすると、これを公にした場合、国税不服審判所の管理態勢の一部が明らかとなるなど、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するため、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ その余の部分について

当該部分には、国税不服審判所から国税当局に対して回答を求めた質疑事項等に係る情報が記載されていることが認められ、これらの情報は、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報と認められ、これを公にした場合、国税不服審判所が行っている調査事項や調査の展開方法など、国税不服審判所の調査の手の内を明らかにすることになり、その結果、今後、同種の国税不服審判所の調査への対応策が講じられたり、不正手口の巧妙化が図られるなどすることで、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するため、同条

2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(9) 70項目ないし98項目のうち上記(4)に掲げる部分以外の不開示部分について

当該部分は、本件国税関係審査請求に関して国税当局が国税不服審判所に提出した争点の確認表及びその提出に係る国税当局内部の決裁文書であると認められる。

ア 70項目の不開示部分並びに71項目の文書作成日付及び受付印日付の部分について

当該部分に記載された情報は、これら文書の作成時期等に関する情報であるところ、これらは、本件国税関係審査請求に関する国税当局の内部管理に関する情報や、これを推測させる情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められる。

そうすると、これを公にした場合、国税当局の管理態勢の一部が明らかとなるなど、税務行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するため、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ その余の部分について

当該部分には、争点確認表作成時点における国税当局及び審査請求人の主張を国税不服審判所が整理した具体的な内容並びに国税不服審判所から国税当局への争点確認表の確認依頼に対する国税当局の具体的な修正内容等が記載されていることが認められ、これらの情報は、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報と認められ、これを公にした場合、国税不服審判所が行った調査能力や審理能力など国税不服審判所の事務処理能力の程度が推察されることになり、その結果、今後、同種の国税不服審判所の調査への対応策が講じられるなど国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するため、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であ

る。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮詢庁が同条2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の4に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別紙の4に掲げる部分は、同条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子

別紙

1 審査請求人が開示を求める部分

- ① 不開示部分のうち、年月日にかかる部分を開示せよ。
- ② 不開示理由を理由とした不開示部分のうち、個人情報及び特定法人以外の法人名を除き開示せよ。

2 原処分の不開示理由

- ① 当該不開示部分には、法人の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イにより不開示とする。

また、これらの情報が開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きにより不開示とする。

- ② 当該不開示部分には、個人に関する情報が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号により不開示とする。

また、これらの情報が開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きにより不開示とする。

3 諒問庁が開示することが相当とする部分

番号	頁	開示すべき部分
1	4	1行目、2行目及び19行目の不開示部分
2	5	7行目、8行目及び11行目の不開示部分
3	6	5行目及び24行目の不開示部分
4	8	3行目の不開示部分
5	9	4行目、7行目及び12行目の不開示部分
6	10	18行目及び24行目の不開示部分
7	11	3行目の不開示部分
8	12	16行目、17行目及び20行目の不開示部分
9	13	1行目、8行目及び23行目の不開示部分
10	14	15行目の不開示部分

4 開示すべき部分

9 8 頁目最下部の不開示部分